

○情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンタ 一等整備用）

令和8年7月24日総基デ第58号

（通則）

第1条 情報通信基盤整備推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、民間事業者（民間事業者の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる民間事業者に委託して実施することを約した複数の民間事業者をいう。）を含む。以下「民間事業者等」という。）が、総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める地域において行う間接補助事業（電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の用に供する特定電気通信施設若しくは特定電気通信設備を設置する事業、インターネットエクスチェンジ設備を設置する事業又は電気通信役務の用に供する特定電気通信設備若しくはインターネットエクスチェンジ設備を他人の所有する特定電気通信施設に設置する事業をいう。以下同じ。）に対して、別表第1に掲げる経費を、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）が助成する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を国が補助することにより、通信ネットワークの強靱化に向けたデジタルインフラ整備を図ることを目的とする。

（補助対象経費及び交付額）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費とする。

2 大臣は、次の表の左欄に掲げる経費区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において補助する。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

経費区分	額
助成費	助成対象経費（間接補助事業の実施に必要な別表第1に掲げる経費を合計したものをいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額
事務費	定額

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする一般社団法人等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請者は、国庫債務負担行為（財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の交付を受けようとする場合、事業の初年度において、大臣が別に定める資料を提出するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額す

るものとする。

- 4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた一般社団法人等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(契約)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）をし、又は間接補助事業を実施する民間事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に助成金の交付をするに当たり、総務省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該者を契約の相手方とすることができる。
- 3 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して総務省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、大臣からの求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前二項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、委託し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、当該規定を順守するために必要な措置を講じるものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を行う軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるとき。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるとき。
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更であるとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る国の会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の実績報告書を大臣に提出しなければならない。なお、国庫債務負担行為に係る補助金の場合は、補助金の交付の決定が行われている各年度についても同様とする。
- 3 前二項に規定する期日について、やむを得ない理由により当該期日までに提出が困難となった場合であつて、期日の延長について大臣の承認を受けたときは、当該延長後の期日によることができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第12条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号による補助金の額の確定通知書により補助事業者には通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算払及び概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第12号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく助成金を間接補助事業者に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 大臣は、第8条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第5条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還する日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、第2項の規定に基づく命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第13号による報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の会計帳簿及び収支に関する証拠書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）であるときは、当該電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の会計帳簿及び収支に関する証拠書類（これらの書類に係る電磁的記録を含む。）について、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第14号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付することを命じることができる。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理し、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(助成金の交付)

- 第18条** 補助事業者は、補助事業の助成を実施するときは、第4条から第16条まで、第21条、第24条及び第26条の規定に準ずる手続によるものとする。
- 2 助成金の交付の決定額は、交付の決定1件当たり100万円を下限とする。

(助成金の交付を行う際配慮すべき事項)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の助成に当たって、通信ネットワークの強靱化に向けたデジタルインフラ整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして適当である場合に助成を行うものとする。
- (1) 通信ネットワークの強靱化等を目的として行い、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
 - (2) 通信ネットワークの強靱化等を図るために必要かつ適正な価額の工事であること。
 - (3) 通信ネットワークの強靱化等を図るためにサプライチェーンリスク対策、セキュリティ対策その他安全性が確保されているものであること。
- 2 補助事業者は、補助事業の助成に当たって、第5条第1項の規定に準ずる手続における審査においては、前項に掲げる配慮すべき事項に適当であるほか、必要に応じ外部有識者の協力を得て公平かつ公正な助成を確保しなければならない。

(助成金交付の際付す条件)

- 第20条** 補助事業者は、第5条の規定に準ずる手続により助成金の交付の決定をするときは、第18条第1項の手続に必要な条件及び次の条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、次のア、イのいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならない。
 - ア 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20%以内の流用増減を除く。
 - イ 助成金の交付の決定を受けた基金事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (ア) 助成目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な実施を認める必要があるとき。
 - (イ) 助成目的に変更をもたらすものでなく、かつ間接補助事業者の自由な創意により計画変更を認める

ことが、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられるとき。

(ウ) 助成目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更であるとき。

(2) 間接補助事業者が、間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除き、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと。

(3) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(4) 間接補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理し、間接補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助事業者は、前項第2号により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第14号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項第3号により付した条件に基づき間接補助事業者から財産処分による納付があったときは、当該助成金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第21条 第17条第1項及び前条第2項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認について、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第14号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第22条 補助事業者は、第17条第2項又は第20条第3項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第14号による承認申請書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨が表示されたもの（以下この条において「秘密情報」という。）について、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の遂行の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（補助事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに総務省以外の第三者に対して開示、公表及び漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

(1) 補助事業者が開示された時点で、既に公知となっていたもの

(2) 補助事業者が開示された後で、補助事業者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(3) 補助事業者が開示された時点で、既に補助事業者が保有していたもの

(4) 補助事業者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

(5) 補助事業者が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 補助事業者は、補助事業の遂行において、国外等へ関係法令を遵守しない又は意図しない技術流出・漏えいを起こさないよう適切な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、補助事業の遂行のため、その一部を第三者（以下この項において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にもこの条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

5 前各項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止した後においても適用する。

(協力事項)

第24条 補助事業者は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応、その他総務省からの要求に基づく情報の提供について、補助事業の中止又は廃止後も補助事業者の負担において総務省に協力するものとする。

(書類の提出)

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、大臣に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第26条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項及び第4項の規定に基づく変更等の申請、第9条の規定に基づく事故の報告、第10条第1項及び第2項の規定に基づく状況報告、第11条第1項及び第2項の規定に基づく実績報告、第13条第2項の規定に基づく支払請求、第15条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第17条第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第20条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第21条第1項の規定に基づく財産の処分の届出又は第22条第1項の規定に基づく財産の処分による収入の納付（次条において「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

2 前項の規定により申請等が行われる場合においては、第25条中「正本1通に副本1通を添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第27条 大臣は、交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第8条第3項の規定に基づく通知、第9条の規定に基づく指示、第10条第1項の規定に基づく要求、第12条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の徴収（第14条第4項及び第15条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第14条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第15条第2項の規定に基づく返還命令、第16条第3項の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく承認、第20条第2項の規定に基づく承認若しくは指示、第22条第2項の規定に基づく納付命令又は同条第3項の規定に基づく延滞金の徴収（以下「通知等」という。）について、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

(その他必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年〇月〇日総基第〇〇号）

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

別表第 1

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	ア 特定電気通信施設、特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎・建物 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 非常用発電機 (カ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (キ) 空調設備 (ク) 耐震/制震/免震設備 (ケ) 消火/消防設備 (コ) セキュリティ設備 (サ) 送受信機 (シ) 伝送用専用線 (ス) ケーブル (セ) サーバ類（特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備として用いるものを含む。） (ソ) ネットワーク機器 (タ) 記憶装置 (チ) 監視設備 (ツ) 制御装置 (テ) 測定器 (ト) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置又は改修に要する経費 ウ 附帯工事費
(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別表第 2

経費区分	内容
(1) 助成費	間接補助事業に対して別表第 1 に掲げる経費を助成するために必要な経費
(2) 事務費	補助事業に附帯して一般社団法人等が行う事務に必要な最低限の経費

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金交付申請書

国庫債務負担行為に係る 年度情報通信基盤整備推進補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注） 金 , 千円

（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 年割額

4 添付資料

- (1) 別紙 補助事業の概要
- (2) 補助事業に要する経費の見積書

補助事業の概要

一般社団法人等名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額			事業費
経費区分	助成費		
	事務費		
	合計		

(助成費にかかる間接補助事業の概要)

間接補助事業者名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）			事業費
経費区分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

備考

（注）連携主体がある場合は連携主体名も記載すること。

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名

総務大臣

年度情報通信基盤整備推進補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった国庫債務負担行為に係る 年度情報通信基盤整備推進補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
☐ 申請書に記載されたとおりとする。
☐ 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 補助金の内訳は次のとおり

(千円)

経費区分	交付決定額
助 成 費	
事 務 費	
合 計	

(助成費にかかる内訳)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 年割額
- 5 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

一般社団法人等名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額			事業費
経費区分	助成費		
	事務費		
	合計		

(助成費にかかる間接補助事業の概要)

間接補助事業者名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）			事業費
経費区分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

備考

（注）連携主体がある場合は連携主体名も記載すること。

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第17条第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳を備え管理し、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助事業者は、間接補助事業を実施する事業者（以下「間接補助事業者」という。）に助成金を交付するときは、交付要綱第18条第1項の手續に必要な条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第20条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳を備え管理し、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、(12)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第14号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 補助事業者は、(12)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (15) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (16) 補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事
項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
9条第1項の規定により、同補助金 ， 千円の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）
を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付 の決定に付された条件	理 由

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータ
センター等整備用）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり
申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経費の配分	助 成 費		
	事 務 費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び
変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後
において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けよう
とする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 年割額

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名

総務大臣

年度情報通信基盤整備推進補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった国庫債務負担行為に係る 年度情報通信基盤整備推進補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
☐ 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
☐ 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
(本変更承認前の交付決定額は、 金 , 千円)
- 3 補助金の内訳は次のとおり

(千円)

経費区分	交付決定額
助 成 費	
事 務 費	
合 計	

(助成費にかかる内訳)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 年割額
- 5 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

一般社団法人等名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額			事業費
経費区分	助成費		
	事務費		
	合計		

(助成費にかかる間接補助事業の概要)

間接補助事業者名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）			事業費
経費区分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

備考

（注）連携主体がある場合は連携主体名も記載すること。

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の分配を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第17条第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳を備え管理し、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助事業者は、間接補助事業を実施する事業者（以下「間接補助事業者」という。）に助成金を交付するときは、交付要綱第18条第1項の手續に必要な条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第20条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳を備え管理し、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、(12)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第14号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 補助事業者は、(12)②により間接補助事業者から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (15) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (16) 補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金による補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信基盤整備推進補助金交付要
綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

(千円)

経 費 区 分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
助 成 費			
事 務 費			
合 計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

様式第7号（第9条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信基盤整備推進補
助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一
般社団法人等によるデータセンター等整備用）第10条第1項の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
助 成 費					
事 務 費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金に係る資金借入報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金に係る補助事業について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人
等によるデータセンター等整備用）第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 借入先
- 2 借入金額
- 3 借入金利（変動、固定の別を含む。）
- 4 借入期間
- 5 その他の借入条件

総務大臣 殿

 法人の住所、名称及び
 その代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年度情報通信基盤整備推進補助金に係る補助事業は、{完了・完了せずに年度終了} しましたので、実績について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第11条 {第1項・第2項} の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況（注）

一般社団法人等名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始日	
完了日	

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国 庫 補 助 金			

2 間接補助事業の実施状況（注）

間接補助事業者名	
施設の設置場所	
着 工 日	
完 了 日	

（注）補助金申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
助 成 費		
事 務 費		
合 計		

(助成費にかかる間接補助事業の支出)

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 証憑書類
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産の管理明細表

番 号
年 月 日

法人の名称及びその 殿
代表者の氏名

総務大臣

年度情報通信基盤整備推進補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった国庫債務負担行為に係る 年度情報通信基盤整備推進補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第 1 2 条第 2 項の規定により、 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交付確定額
助 成 費	
事 務 費	
合 計	

3 年割額

4 返還額

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る 年
度情報通信基盤整備推進補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信基盤整備推進補助金交付
要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）
します。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内 訳
(精算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

(概算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

注1 概算払いの場合は、上記事項のほか、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

注2 精算払いの場合における差引請求（返還）額が負の金額の場合には△印を付すこと。

総務大臣 殿

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名

年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 12 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

番 年 月 号 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名

年度情報通信基盤整備推進補助金に係る財産処分承認申請書・届出書

年度において、情報通信基盤整備推進補助金により取得した施設又は設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請・届出します。

記

1 処分の内容
(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)

2 処分の理由

3 取得財産の概要
(1) 施設又は設備の名称

(2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 取得財産に係る財源内訳

(千円)

財源内訳	
補助金交付額	
事業を行った者の負担額	
合計	

4 処分の概要
(1) 処分しようとする相手方（注）

(2) 処分しようとする財産の範囲
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注）

(4) 処分の条件（注）
(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。)

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

1 補助事業の実施地域について

交付要綱第2条に掲げる「大臣が別に定める地域」は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県以外の区域とする。

2 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第17条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則第8条に定めるところによるものとする。
- (2) 交付要綱第20条第1項第2号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱第2条の「特定電気通信設備」は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線設備（事業法第9条に規定される電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に接続される電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するものをいう。
- (2) 交付要綱第2条の「特定電気通信施設」は、専ら電磁的記録として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線設備に接続される電気通信設備の設置を目的とする施設（インターネットエクスチェンジ設備の設置を目的とするものを含む。）をいう。
- (3) 交付要綱第2条の「インターネットエクスチェンジ設備」は、専ら複数の電気通信事業者（事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）の電気通信回線設備を相互に接続することを目的とする電気通信設備であって、主としてインターネットプロトコルによるデータ伝送役務（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第2条第2項第2号に規定するデータ伝送役務をいう。以下同じ。）の用に供するものをいう。
- (4) 交付要綱第2条における特定電気通信施設、特定電気通信設備及びインターネットエクスチェンジ設備（以下「特定電気通信施設等」という。）の設置には、既設の特定電気通信施設等の除却を伴うものを含まず、特定電気通信施設等の設置のためにする特定電気通信施設の改築、増築及び増床を含む。
- (5) 一の特定電気通信施設に係る当該特定電気通信施設並びに当該特定電気通信施設に設置される特定電気通信施設等の設置に係る助成金の交付の決定額は、通算して50億円を超えないものとする。なお、交付要綱第17条の規定に準ずる手続による交付すべき助成金の額が確定した場合において、当該交付すべき助成金の額（以下「助成金確定額」という。）が対応する助成金の交付の決定額を下回る場合は、この号の通算に算入すべき額を助成金確定額とする。
- (6) 複数の特定電気通信施設であっても、それら施設が、同一の主体により一体的に管理又は運用される場合、地理的に近接している場合その他の社会通念上、一の施設として取り扱うことが適当である場合は、当該施設のすべてについて、(5)において、同一の一の特定電気通信施設として取り扱うものとする。
- (7) 交付要綱別表第1の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費及び現場管理費等工事に必要な経費を含むものとする。
- (8) 交付要綱別表第1の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (9) 交付要綱別表第1の「改修」には、改造を含み、修繕を含まないものとする。
- (10) 交付要綱第4条第3項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。
 - ① 事業全体の事業計画書
 - ② 各年度の補助対象経費の内訳書

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
 - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合

ア 補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ 当該補助事業により設置した施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。

② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がないと認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合

ア 通信量の増加等に応じるための設備を追加するとき。

イ 通信の処理能力等を損なうことなく、電力消費量を小さくするための設備を追加するとき。

ウ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置するとき。

(2) 交付要綱第22条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

5 その他

(1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第14号までの用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする。

ただし、これらの様式による申請書等に添付する資料については、この限りでない。

(2) 交付要綱第26条第1項で定める「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるもの」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び第26条の3の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示（令和2年総務省告示第31号）をいう。

別 紙

交付要綱別表第 1 の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1 から 20 までに掲げるものに類する施設・設備